【規程番号　神女大短Ⅰ－001】

神戸女子大学・神戸女子短期大学教学組織規程

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）の教学組織を定めるとともに、その所掌業務を明確にし、もって教育研究活動の推進と円滑な教学運営を図ることを目的とする。

第２章　教学組織

（部　局）

第２条　本学に、教学組織として次の部局を置く。

(1) 学術研究推進部
(2) 国際交流推進部
(3) 教務部
(4) 全学共通教育部
(5) 学生部
(6) 図書館
(7) 教職支援センター
(8) 地域連携推進センター
(9) 古典芸能研究センター
(10) 臨床心理センター
(11) 学生支援センター

２　学生部に学生相談室を置く。学生相談室の所掌事務、職制等については別に定める。

第３章　所掌業務

（学術研究推進部）

第３条　学術研究推進部の所掌業務は、次のとおりとする。

(1) 研究環境の整備に関すること。
(2) 外部資金の獲得に関すること。
(3) 共同研究及び受託研究の推進に関すること。
(4) 知的財産活動の推進と管理に関すること。
(5) 研究成果データの点検及び管理に関すること。
(6) その他学術研究の推進に関すること。

（国際交流推進部）

第４条　国際交流推進部の所掌業務は、次のとおりとする。

(1) 国際交流推進のための戦略立案に関すること。
(2) 教育及び研究における国際交流の推進に関すること。

(3) 留学生及び研究者の派遣並びに受入れ推進に関すること。
(4) 交際交流に係る情報集に関すること。
(5) その他国際交流の推進に関すること。

（教務部）

第５条　教務部の所掌業務は、次のとおりとする。
(1) 教育課程の調整に関すること。
(2) 資格養成講座の調整に関すること。
(3)　教育課程に基づく授業計画に関すること。
(4)　教育課程に基づく授業時間割編成に関すること。
(5)　学年暦の作成に関すること。
(6)　授業計画書（シラバス）に関すること。
(7)　履修要領及び履修管理に関すること。
(8)　卒業判定に関すること。
(9)　学籍管理に関すること。
(10) その他教務に関すること。

（全学共通教育部）

第６条　全学共通教育部の所掌業務は、次のとおりとする。
(1)　全学的な共通教育計画の企画立案に関すること。
(2)　全学共通科目の立案及び履修調整に関すること。
(3)　キャリアサポート関連科目の立案及び運営に関すること。
(4)　導入教育の管理及び運営に関すること。
(5)　その他全学的な共通教育の推進に関すること。

（学生部）

第７条　学生部の所掌業務は、次のとおりとする。
(1) 学生生活の諸問題の指導及び対策に関すること。
(2) 学生の厚生補導に関する事項
(3) 学生生活に資する諸事業・行事に関すること。
(4) 学生の表彰、賞罰に関すること。
(5) 学生支援のための情報収集に関すること。
(6) 学生の住居及び学生寮に関すること。
(7) 学生の健康管理及び保健衛生に関すること。
(8) その他学生の厚生及び指導に関すること。

（図書館）

第８条　図書館の所掌業務は、次のとおりとする。
(1) 図書館の運営に関すること。
(2) 図書館の蔵書計画及び整備に関すること。
(3) 図書館の利用に関すること。
(4) ライブラリー・コモンズに関すること。
(5) その他図書館に関すること。

（教職支援センター）

第８条の２　教職支援センターの所掌業務は、次のとおりとする。

(1) 教職指導の企画立案と実施に関すること。
(2) 教職課程の教員人事提案・調整に関すること。
(3) 教職課程の編成と検証及び改善に関すること。
(4) 教育実習の実施計画、履修資格判定及び評価に関すること。
(5) 教職課程認定申請及びそれに関連する業務に関すること。
(6) 教職課程認定科目のシラバス内容の点検及び改善に関すること。
(7) 教職実践演習の運用と評価及び改善に関すること。
(8) 教員免許状更新講習の企画・運営に関すること。
(9) 教職課程に関するＦＤ及びＳＤ活動に関すること。
(10) 教職課程の自己点検・評価に関すること。
(11) その他全学的な教職課程の運営に関すること。

（地域連携推進センター）

第８条の３　地域連携推進センターの所掌業務は、次のとおりとする。
(1) 地域連携推進事業に関すること。
(2) 公開講座運営に関すること。
(3) その他地域連携の推進に関すること。

（古典芸能研究センター）

第８条の４　古典芸能研究センターの所掌業務は、次のとおりとする。
(1) 古典芸能に関する調査・研究及び成果の発表
(2) 古典芸能に関する図書・資料の収集及び保管
(3) 古典芸能に関する図書・資料の閲覧業務及び公刊
(4) その他、古典芸能に関する調査・研究、並びに社会への学的貢献の達成に必要な事業に関すること

（臨床心理センター）

第８条の５　臨床心理センターの所掌業務は、次のとおりとする。
(1) 心理相談に関する実践活動
(2) 心理相談の実践に関する教育、研究活動
(3) 地域社会への心の健康に関する知識と技術の普及
(4) その他神戸女子大学臨床心理センター規程に定める活動に関すること

（学生支援センター）

第８条の６　学生支援センターの所掌業務は、次のとおりとする。
(1) 学生等からの各種相談等の受付及び学内外の関係機関等との連携に関する事項
(2) 特別な配慮を要する学生の修学上及び就労等の支援に関する事項
(3) サポート学生の養成、派遣及び支援ツールの貸し出しに関する事項
(4) 特別な配慮を要する学生等に係る教職員からの相談対応に関する事項
(5) 各種会議・研修会の企画運営に関する事項
(6) 学生支援センターの予算に関する事項
(7) 修学支援に関する各種調査に関する事項
(8) その他修学支援等において必要と認める事項

２　前項第２号については、「神戸女子大学・神戸女子短期大学障がい学生支援規程」に定めるものとする。

第４章　職　制

（部　長）

第９条　学術研究推進部、国際交流推進部、教務部、全学共通教育部及び学生部（以下「各部」という。）に部長を置く。

２　部長は学長を補佐し、その命により、所管業務を統括する。

３　部長は所管業務に関する方針を立案し、学長の承認を得てこれを執行する。

４　部長は所管業務に関係する各種会議に出席し､指導又は調整する。

５　部長は、別途定められた範囲内で、所管業務に関する案件を決定又は承認する。

（図書館長）

第10条　図書館に館長を置く。

２　館長は学長を補佐し、その命により、所管業務を統括する。

３　館長は所管業務に関する方針を立案し、学長の承認を得てこれを執行する。

４　館長は所管業務に関係する各種会議に出席し、指導又は調整する。

５　館長は、別途定められた範囲内で、所管業務に関する案件を決定又は承認する。

（センター長）

第10条の２　教職支援センター、地域連携推進センター、古典芸能研究センター、臨床心理センター及び学生支援センター（以下「各センター」という。）にセンター長を置く。

２　センター長は学長を補佐し、その命により、所管業務を統括する。

３　センター長は所管業務に関する方針を立案し、学長の承認を得てこれを執行する。

４　センター長は所管業務に関係する各種会議に出席し、指導又は調整する。

５　センター長は、別途定められた範囲内で、所管業務に関する案件を決定又は承認する。

（次長）

第 11 条　各部、図書館及び各センターに次長を置くことができる。

２　次長は上司を補佐するとともに、上司の命を受けその所管業務を調整推進する。

（教職員の配置）

第12条　学生支援センターに副センター長、障がい学生支援コーディネーター及び事務職員を配置することができる。

２　学生相談室に学生相談室長及び学生相談員（技術職員を含む）を配置することができる。

（規程の改廃）

第13条　この規程の改廃は、学長の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

１．この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２．この規定の施行に伴い、神戸女子大学教学組織規程及び神戸女子短期大学教学組織規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２条第１項第９号に規定する臨床心理センターに関する事項については、令和５年４月１日へ遡り適用する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。